



年末年始の休日を変更することについて

1 現 状

年末年始の休日は八雲町の休日に関する条例で「12月30日から1月4日まで」としており、国や道の機関と比べ1日遅い開庁日となっています。

このことにより、1月4日から開庁しているものと間違っ、官公庁関係からの問い合わせやふるさと納税をしていただいた方からの問い合わせが毎年数十件ほど発生しているほか、手続きのため来庁されてしまう方もいることから、国や道の機関と同じ「12月29日から1月3日まで」に変更しようとするものです。

過去3年間の問い合わせ状況は以下のとおりです。

年 月 日	ふるさと納税関係	官公庁関係	来 庁	そ の 他
令和4年1月4日	25件	44件	3件	5件
令和5年1月4日	16件	46件	4件	5件
令和6年1月4日	25件	56件	7件	0件

※ ふるさと納税関係は、寄付をした翌年の1月10日までに申請することで確定申告を行わずに簡単な申請で個人住民税の控除を受けられるワンストップ特例制度に関するものが多く、毎年職員2～3名が休日出勤して対応しています。

2 渡島管内の状況

渡島管内各市町の年末年始の休日は以下のとおりです。

市町村名	休業日	備 考
函 館 市	12月29日～1月3日	国・道と同じ
北 斗 市	12月29日～1月3日	国・道と同じ
松 前 町	12月31日～1月5日	
福 島 町	12月31日～1月5日	
知 内 町	12月31日～1月5日	
木古内町	12月31日～1月5日	
七 飯 町	12月29日～1月3日	国・道と同じ
鹿 部 町	12月31日～1月5日	
森 町	12月31日～1月5日	
八 雲 町	12月30日～1月4日	
長万部町	12月31日～1月5日	



管内の2市9町のうち、国や道の機関と同じ12月29日から1月3日までとしているのは函館市、北斗市、七飯町の2市1町で、12月30日から1月4日までとしているのは八雲町だけでした。その他の7町は12月31日から1月5日までとしています。

3 改正の検討が必要となる条例等

- (1) 八雲町の休日に関する条例
- (2) 八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- (3) 八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ条例
- (4) 八雲町熊石デイサービスセンター条例
- (5) 八雲町バイオマス利活用施設条例
- (6) 八雲町勤労者センター条例
- (7) 八雲町落部町民センター条例施行規則
- (8) 八雲町熊石総合センター条例施行規則
- (9) 八雲町子育て支援センター条例施行規則
- (10) 八雲町一時預かり事業の実施に関する条例施行規則
- (11) 八雲町保育所管理規則
- (12) 八雲町子ども発達支援センター条例施行規則
- (13) 八雲町障害者指定特定相談支援事業所運営規程
- (14) 八雲町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則
- (15) 八雲町活性化施設条例施行規則
- (16) 八雲町熊石海洋深層水供給施設及び総合交流施設条例施行規則
- (17) 八雲町技能研修センター条例施行規則
- (18) 八雲町病院事業の設置等に関する条例施行規則
- (19) 八雲町学校給食センターの管理運営に関する規則
- (20) 八雲町民センター管理規則
- (21) 八雲町公民館管理規則
- (22) 八雲町総合体育館管理規則
- (23) 八雲町温水プール管理規則

上記の条例等には、職員の休日や公共施設の休館日に関する規定が置かれていまずので、次のように改正することが考えられます。

「〇〇センターの休館日は、12月30日から翌年の1月4日までとする。」
を
「〇〇センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。」
に改正

これにより、12月29日は公共施設を利用できなくなりますが、1月4日から利用することができます。

なお、公共施設の利用管理条例等の多くは、特例事項として「臨時開館や臨時休館」に関する規定が設けられておりますので、柔軟な対応が可能となっております。



4 今後のスケジュール

- (1) 6月13日 町議会総務経済常任委員会に変更概要説明済
- (2) 7月上旬～7月末 パブリックコメント実施
※広報誌7月号及び町HPに掲載
- (3) 8月上旬 パブリックコメント意見に回答
- (4) 8月中旬 町議会総務経済常任委員会に結果報告
- (5) 9月中旬 第3回定例会に条例改正（案）を上程
- (6) 10月～12月 広報誌、町HP、LINEで周知
※広報誌は10月号と12月号の2回を予定